

梶浦病院 院内感染防止対策に関する取組事項

当院では、別途定める「梶浦病院 院内感染対策指針」に基づき、以下のような取り組みを行なっています。

1. 院内感染対策委員会

当院では、院長、看護師長、副看護師長、臨床検査技師、薬剤師、病棟看護師、外来看護師、事務長を構成員として組織する院内感染対策委員会を設け、毎月1回の定期会議を開催し、次に掲げる事項を審議しています。

[委員会の審議事項]

- ・ 院内感染の原因分析並びに再発防止策の検討及び提言
- ・ 院内感染防止に関する具体的対策の検討及び推進
- ・ 院内感染及び院内感染の危険がある事項の調査及び対応
- ・ 院内感染防止のための研修及び教育
- ・ その他院内感染防止に関する事項

2. 院内感染制御チーム

当院では、院内感染対策委員会の内部組織として、看護師長、副看護師長、臨床検査技師、薬剤師、看護師より構成し、次に掲げる事項の活動を行なっています。

[院内感染制御チームの業務内容]

- ・ 最新のエビデンスに基づき、当院の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾病別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布する。（手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂する。）
- ・ 職員を対象として少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修会を開催する。
- ・ 少なくとも年4回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行っている医療機関が定期的に開催するカンファレンスに参加する。また、感染対策向上加算1に係る届出を行っている医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に少なくとも年1回以上参加する。
- ・ 院内の抗菌薬の適正使用を監視し、特に特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等）については届出制とする。
- ・ 1週間に1回程度、定期的に院内を巡視し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。
- ・ 新興感染症の発生時等に、感染症患者又は疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行う。
- ・ 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行っている医療機関とあらかじめ協議する。

3. 院内感染対策のための職員研修

当院では、職員研修として、全病院職員を対象に年2回教育講演を開催しています。